

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 5 月 9 日（金）第615号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 指定希少野生動植物の指定案（自然保護課取扱い） 1
- 保安林の指定予定（4件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 令和7年度地籍調査事業計画の公表（農地保全課取扱い） 3
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 4
- 都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 4
- 包括外部監査契約の締結（監査委員事務局取扱い） 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 5

公 告

- 令和7年度家畜商講習会開催公告（畜産振興課取扱い） 5
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（県立短期大学取扱い） 6
- 一般競争入札公告（2件）（県立短期大学取扱い） 7
- （会計課取扱い） 10

公 安 委 員 会 告 示

- 運転免許取得者等教育の認定（免許管理課取扱い） 14
- 運転免許取得者等検査の認定（免許管理課取扱い） 14

告 示

鹿児島県告示第374号

鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例（平成15年鹿児島県条例第11号）第9条第1項の規定による指定希少野生動植物の指定をしたいので、その指定の案を次のとおり告示する。

令和7年5月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定する希少野生動植物

分 類	種 名（和名）	種 名（学 名）	科 名
植 物	ノヒメユリ	<i>Lilium callosum</i>	ユリ科

2 指定の理由

当該種は、個体数の著しい減少、生育地の減少、生育環境の著しい悪化及び過度の採取によりその存続に支障を来すおそれがあり、特に保護を図る必要があるため

3 意見書の提出等

(1) 意見書の提出

利害関係人は、令和7年5月9日から同月23日までの間に、知事に指定の案についての意見書を提出することができる。

(2) 意見書の提出先

鹿児島県環境林務部自然保護課（鹿児島市鴨池新町10番1号）

鹿児島県告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として

指定する予定である。

令和 7 年 5 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

霧島市国分川内字流合3517番, 3521番, 3521番 1, 3521番 2, 3522番, 3523番, 3523番 1, 字猿ノ木場3729番 1, 3730番

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第376号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により, 次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 5 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

霧島市霧島永水字曲迫2917番11, 2917番22, 2917番26, 2924番, 2925番 1, 字小手3317番 1, 3317番 2, 3317番 4, 3319番, 3320番, 3322番 6

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は, 定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は, 当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は, 次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は, 省略し, その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により, 次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 5 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

霧島市国分郡田字梨子ヶ野4452番, 4453番 1, 4454番 1, 4456番 3

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 5 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

始良市平松字峯高933番，935番，968番1，字谷木水流1572番2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第379号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和7年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和 7 年 5 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
鹿児島市	鹿児島市宇宿六丁目，宇宿九丁目，桜ヶ丘一丁目，桜ヶ丘四丁目及び南栄四丁目の各一部並びに桜ヶ丘二丁目，桜ヶ丘三丁目，桜ヶ丘五丁目，桜ヶ丘七丁目，南栄二丁目，南栄三丁目，南栄五丁目及び南栄六丁目の各全部	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
鹿屋市	鹿屋市上高隈町，下高隈町，獅子目町，大始良町及び吾平町下名の各一部	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
指宿市	指宿市十二町の一部	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
西之表市	西之表市古田及び住吉の各一部	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
垂水市	垂水市浜平，本城，高城及び牛根麓の各一部	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

奄美市	奄美市名瀬大字根瀬部，名瀬大字仲勝，名瀬大字西仲勝，名瀬伊津部，名瀬平田町，住用町大字役勝，住用町大字山間，住用町大字見里，笠利町大字須野及び笠利町大字宇宿の各一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
三島村	三島村黒島の一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
十島村	十島村口之島の一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
錦江町	錦江町田代麓及び城元の各一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
南大隅町	南大隅町根占横別府の一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
肝付町	肝付町後田の一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
中種子町	中種子町野間及び坂井の各一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
南種子町	南種子町茎永及び中之上の各一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
大和村	大和村大字大金久の一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
宇検村	宇検村大字芦検の一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
瀬戸内町	瀬戸内町大字於斉，大字押角，大字嘉鉄及び大字嘉入の各一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
龍郷町	龍郷町秋名及び幾里の各一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
喜界町	喜界町大字赤連及び大字手久津久の各一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
徳之島町	徳之島町諸田，神之嶺，亀徳，徳和瀬及び山の各一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
天城町	天城町大字与名間の一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで
伊仙町	伊仙町大字面縄，大字目手久，大字中山，大字阿三及び大字糸木名の各一部	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで

鹿児島県告示第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により指宿市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画道路
 - (2) 名称 3・5・19号庁舎北通線
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により指宿市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので，同法第21条第2項

において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 5 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 指宿都市計画土地地区画整理事業
 - (2) 名称 十町土地地区画整理事業
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第382号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和 7 年 5 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
令和 7 年 4 月 1 日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
氏名 濱田典彰（公認会計士）
住所 鹿児島市薬師二丁目9番11号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、必要に応じ前金払をする。

大隅地域振興局告示第17号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 7 年 5 月 9 日

大隅地域振興局長 坂脇健一

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
放課後等デイサ ービスりと伊 崎田	志布志市有明町 伊崎田1098-1	株式会社 l i t	埼玉県さいたま 市桜区道場一丁 目10番2号	對馬潤一郎	令和 7 年 4 月 1 日	放課後等 デイサー ビス

公 告

令和 7 年度家畜商講習会開催公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和 7 年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和 7 年 5 月 9 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開催の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
第 1 日	令和 7 年 7 月 29 日（火） 午前 9 時から午後 5 時まで	J A 鹿児島県会館701会議室（鹿児島市鴨池新 町15番地）
第 2 日	令和 7 年 7 月 30 日（水） 午前 9 時から午後 5 時まで	同上

- 2 講習内容

家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項各号に掲げる事項のほか、知事が必要と認める事項

3 受講資格

制限はない。

4 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。

5 講習手数料

3,300円

6 受講手続

(1) 提出書類等

ア 受講申請書

イ 講習手数料（3,300円分の鹿児島県収入証紙を受講申請書の所定の欄に貼り付けて提出すること。）

ウ 4に該当する者にあつては、講習時間の特例措置適用申請書及び獣医師免許の写し又は家畜人工授精師免許の写し

(2) 受講申請書等の提出先

鹿児島県農政部畜産振興課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577）

7 受講申請書の提出期限

令和7年6月13日（金）

8 受講申請書等の用紙の交付

受講申請書及び講習時間の特例措置適用申請書の用紙は、鹿児島県農政部畜産振興課、各地域振興局、各支庁及び各市町村担当課において交付する。

なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

9 その他

講習会に関する照会は、鹿児島県農政部畜産振興課（電話099-286-3226内線3229）、各地域振興局、各支庁又は各市町村担当課に対して行うこと。

.....

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和7年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和7年5月9日

鹿児島県立短期大学長 飯干明

1 調達をする特定役務の種類

OA機器賃貸業務（第1パソコン教室等機器の賃貸借）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和7年5月9日から同月19日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

(6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から令和7年12月31日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和7年5月9日

鹿児島県立短期大学長 飯干明

1 入札に付する事項

(1) 借入れをする物品等の名称及び数量

第1パソコン教室等機器の賃貸借 一式

(2) 借入れをする物品等の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

入札説明書による。

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 借入期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和7年5月30日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供できることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和7年5月9日から同月19日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県立短期大学学生部教務課

鹿児島市下伊敷一丁目52番1号 郵便番号 890-0005

電話番号 099-220-1112

ファックス番号 099-803-4473

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。)

(4) 入札書の提出期限

令和 7 年 6 月 19 日 午後 5 時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 6 月 20 日 午後 2 時

イ 場所 鹿児島県立短期大学（大学会館 2 階）大ホール

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 7 年 5 月 23 日 午後 5 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)

なお、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき 1 年以上の履行が継続しているもの又は過去 2 箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも 1 回の実績とすることができる。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)

なお、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき 1 年以上の履行が継続しているもの又は過去 2 箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも 1 回の実績とすることができる。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
 - (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
 - (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
 - (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 9 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- 10 最低制限価格
設定しない。
- 11 契約書案の提出
落札者は，落札決定通知を受けた日から 5 日以内に，記名押印した契約書（電磁的記録をもって作成する場合にあっては，記名したもの）の案を提出しなければならない。
- 12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先
鹿児島県立短期大学学生部教務課
鹿児島市下伊敷一丁目52番 1 号 郵便番号 890－0005
電話番号 099－220－1112
ファックス番号 099－803－4473
- 14 その他
この調達は，世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 15 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Computer Classroom #1 Equipment Rental-Complete Package
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 19 June 2025
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Educational Affairs Division
Kagoshima Prefectural College
1－52－1 Shimoishiki,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890－0005 Japan
TEL 099－220－1112
FAX 099－803－4473

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第 1 項の規定により，物品等の借入れについて，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 7 年 5 月 9 日

鹿児島県警察本部長 岩瀬聡

1 入札に付する事項

- (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
一般業務用ノートパソコンの賃貸借 505台

- (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。

- (3) 納入期限
令和 8 年 2 月 28 日

- (4) 納入場所
入札説明書による。

- (5) 借入期間
令和 8 年 3 月 1 日から令和13年 2 月 28 日まで

なお、契約は、地方自治法第234条の 3 及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第 7 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 5 条各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本装置で調達するソフトウェア、ハードウェアの候補となる機器等、システムの開発、保守・運用及び当該システムで扱われるデータの管理・処理の役務（再委託先等を含む。）について、機器等・役務リストを提出し、確認を受けた者であること。
- (4) 納入しようとする物品の機能等証明書を提出し、承認を受けた者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第 4 条第 1 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 7 年 5 月 9 日から同年 6 月 9 日までのそれぞれの日（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100

に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

(5)に示す日時及び場所に直接持参するか、又は(3)の提出場所に配達を証明することができる郵便若しくは信書便により送付すること。

(3) 郵送による入札書の提出場所

鹿児島県警察本部会計課調度係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566

(4) 郵送による入札書の提出期限

令和7年7月15日午後5時15分

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月16日午前10時

イ 場所 鹿児島県警察本部会計課入札室（警察本部庁舎3階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (3)に同じ。

(イ) 交付期限 令和7年5月29日午後5時15分

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(3)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札説明書に定める期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)

なお、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき1年以上の履行が継続しているもの又は過去2箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも1回の実績とすることができる。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県（鹿児島県警察本部長）を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上に

わたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

なお、過去 2 箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約に基づき 1 年以上の履行が継続しているもの又は過去 2 箇年の間に種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約の履行完了日が含まれるものも 1 回の実績とすることができる。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2 以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から 5 日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県警察本部会計課調度係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8566
電話番号 099-206-0110（内線2232）
ファックス番号 099-206-5560

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Notebook computers for business:505Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
As shown in the specification book
- (3) DELIVERY PLACE:
As shown in the specification book
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER BY MAIL:
5:15 p.m. 15 July 2025
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Finance Division
Police Administration Department
Kagoshima Prefectural Police Headquarters
10-1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890-8566 Japan
TEL 099-206-0110(ext.2232)
FAX 099-206-5560

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第46号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、令和7年4月18日付けで運転免許取得者等教育を行う者として次のとおり認定した。

令和7年5月9日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	施設の名称及び所在地	課程の区分	課程の名称
有限会社沖永良部自動車学校 大島郡知名町知名2068番地 福 吉信	沖永良部自動車学校 大島郡知名町知名2068番地	運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第1条第3号に掲げる課程	高齢者講習同等課程

鹿児島県公安委員会告示第47号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の3第1項の規定により、令和7年4月18日付けで運転免許取得者等検査を行う者として次のとおり認定した。

令和7年5月9日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	施設の名称及び所在地	方法の区分	方法の名称
有限会社沖永良部自動車学校 大島郡知名町知名2068番地 福 吉信	沖永良部自動車学校 大島郡知名町知名2068番地	1 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 2 規則第1条第2号に掲げる方法	1 認知機能検査同等方法 2 運転技能検査同等方法